

## 地方分権改革推進本部（第7回会合） 議事録

**日 時** 平成27年1月30日（金） 8時00分～8時10分

**場 所** 官邸4階大会議室

**議 題** 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について

**出席者** 安倍内閣総理大臣、麻生副総理、高市総務大臣、上川法務大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、西川農林水産大臣、宮沢経済産業大臣、太田国土交通大臣、望月環境大臣、中谷防衛大臣、菅内閣官房長官、竹下復興大臣、山谷国家公安委員会委員長、有村内閣府特命担当大臣、山口内閣府特命担当大臣、甘利内閣府特命担当大臣、石破内閣府特命担当大臣、蓮浦外務大臣政務官、加藤内閣官房副長官、世耕内閣官房副長官、杉田内閣官房副長官、平内閣府副大臣、小泉内閣府大臣政務官、伊藤内閣府大臣補佐官、古谷内閣官房副長官補、松山内閣府事務次官、井上内閣府審議官

（石破大臣）ただいまから、地方分権改革推進本部（第7回会合）を開きます。はじめに、本部長である総理から挨拶をいただきます。

（安倍内閣総理大臣）地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により、魅力あふれる地域を創る基盤となるものであり、地方創生の極めて重要なテーマであります。

安倍内閣では、第1次内閣から地方分権改革に熱心に取り組んでまいりました。

今年度、新たに、地方公共団体に対し、地域の具体的な事例に基づいた現場の生の声を募ったところ、数多くの提案を寄せていただきました。

これらを、国と地方が真摯に議論を尽くし、一つ一つ丁寧に検討した結果、地方創生などの重点事項については8割を超える項目が実現するなど、現場に密着した、きめ細やかな課題が数多く解決され、着実な成果を得ることができました。

とりわけ、地方六団体から実現要望の強かった「農地転用関係」については、農地の総量確保を担保しつつ、転用許可権限を地方公共団体に移譲することといたしました。

地方の熱意が、長年の懸案を突破し、地方分権改革に新たなページを開きました。やればできる。やる気のある地方を応援するのが、安倍内閣の地方分権改革であり、地方創生であります。

関係大臣におかれては、本日決定する「対応方針」に基づき取組を進めていただきたいと思います。そして、地方の発意に根差した改革を今後更に推進できるよう、引き続き、リーダーシップを発揮していただきたいと思います。

（石破大臣）総理、ありがとうございました。

（報道退室）

（石破大臣）それでは、議事に入ります。本日の議題は、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について」です。ポイントについて、御説明します。

地方分権改革は、この国の形を変える地方創生の中核の一つです。昨年4月に「地方分

権改革に関する提案募集の実施方針」を本部決定し、国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権を目指すことにいたしました。

地方から多くの提案をいただきましたが、そのうち重点事項については学識経験者による、長時間かつ濃密な、85時間に及ぶ御審議をいただき、また、その他の提案も含めて一つ一つ合理性を吟味した上、丁寧な調整を進めた結果、重点事項では8割以上、重点事項以外を含めた新規事項では6割以上について、実現・対応することとなり、大きな成果を上げることができたと考えています。

今回実現した具体の提案を見ると、提案募集方式を導入したことによる新たな成果が現れているという認識を持っています。すなわち、

- ・長年の地方の懸案事項について、有識者による客観的な議論を含めて、解決の仕組みが設けられたこと
- ・国がこれまで気付かなかった事項について、地方から地域の事例に基づく提案をいただき、施策が前進したこと
- ・地方創生、人口減少対策に資する提案が、地方から多く寄せられたこと

以上3点です。

また、地方から大変強い要望のあった農地転用に係る権限移譲等については、西川農林水産大臣の御理解もいただきながら、先ほど総理の御挨拶にもあったとおり、農地の総量確保のための仕組みを充実させ、農地転用許可の権限移譲等を行うこととしたところです。

以上御説明申し上げた対応方針に基づき、法律改正により措置すべき事項については、今国会に第5次地方分権一括法案を提出することを基本としております。

これまで関係大臣の尽力を賜りました。誠にありがとうございます。

御意見のある方はお願いします。

(石破大臣) よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、議題に関し、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」について、資料3-2のとおり決定したいと存じますが、御異議ございませんか。

#### 【異議なし】

(石破大臣) ありがとうございました。それでは、各大臣におかれては、ただいま決定した対応方針に沿って、法案化作業等に協力をお願いいたします。また、政省令の整備や通知の発出により措置する事項等につきましても、地方からの提案の趣旨を踏まえ、迅速・丁寧に対応いただくようお願い申し上げます。

この対応方針は、この後の閣議においても決定する予定です。

それでは、以上で第7回会合を終了します。ありがとうございました。

(以上)

(速報のため事後修正の可能性あり)